

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院の院内感染対策に関する取り組みは以下のとおりです。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

安全で安心な医療を提供するために、院内感染対策推進への取り組みは不可欠との認識を持ち、病院全体として感染対策に取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本方針

院内感染対策に関する意思決定機関として院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染対策に関する事項を検討しています。

3. 院内感染対策のための病院職員研修に関する基本方針

全職員を対象とした院内感染対策に関する研修会を年2回程度開催しています。また、必要に応じて部門別、職種別の研修を行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

臨床検査室からの細菌培養検査結果からの微生物の検出状況、薬剤感受性を把握し、院内感染対策委員会で情報を共有します。感染症患者が発生または疑われる場合は感染対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。

5. 患者様への情報提供に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様からの閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとします。

6. その他の院内感染対策推進のために必要な基本方針

「院内感染対策マニュアル」を各部署に常備するとともに、職員はこれを遵守します。また、マニュアルは職員に周知徹底を図るとともに、見直し、改訂を行います。

広島県厚生農業協同組合連合会
吉田総合病院 病院長